

経

営

情

報

2017.5.25

NO.409

平成29年度税制改正のポイント

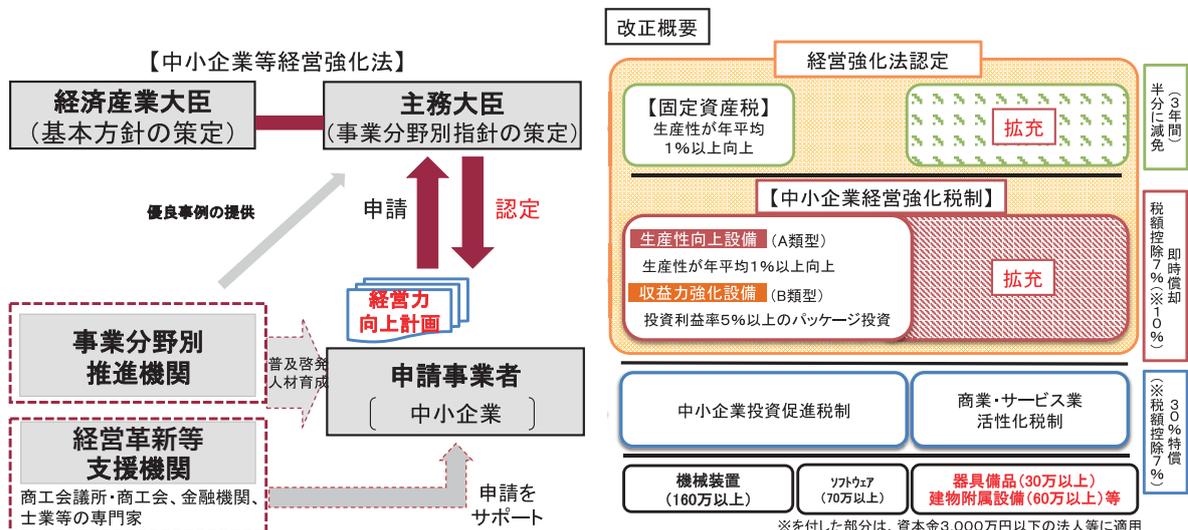
本号では平成29年度税制改正の概要を、中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正項目

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置
 - (1) 【拡充】中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例
 - (2) 【改組・新設】中小企業経営強化税制
 - (3) 【延長】中小企業投資促進税制
2. 【拡充】所得拡大促進税制の見直し
3. 【延長・拡充】研究開発税制
4. 【拡充】事業承継税制の見直し
5. 【延長】中小企業者等の法人税率の特例

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置

中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制（即時償却または税額控除）が創設されました。中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等は、「経営力向上計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることで、固定資産税の軽減措置に加えて、中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。



（資料）中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）」

(1) 【拡充】 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例

この制度は、中小企業者等が、平成31年3月31日までに、経営力向上計画に記載された経営力向上設備等を取得した場合には、当該設備にかかる固定資産税について、最初の3年間、課税標準を2分の1とするものです。また、機械装置に加えて、一定の工具・器具備品・建物附属設備（償却資産として課税されるものに限ります）を対象設備に追加します。追加する設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援します。

【適用期限：平成30年度末まで】

【追加する対象設備】

- ▶ 中小企業者が**認定計画**に基づき、平成30年度末までに取得する**一定の器具備品・建物附属設備等**
- ※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- ▶ **生産性を高める設備**が対象（H29年・30年に**新規取得**）
（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上（工業会等による確認）等）

【特例措置】

- ▶ 固定資産税の課税標準を、**3年間 1/2に軽減**。

【対象地域・業種】

- ▶ ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → **全ての業種**
- ▶ ② 最低賃金が全国平均以上の地域 → **労働生産性が全国平均未満の業種**

※機械装置については、引き続き**全国・全業種対象**。

<対象設備の例>



①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、**全ての業種を対象とする。**

40道県
(2以外)

②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種については特例の対象とする。**

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。

7都府県
(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都)

(資料) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）」

(2) 【改組・新設】 中小企業経営強化税制

生産性向上設備投資促進税制が廃止される一方で、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制が創設されました。

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等が、平成31年3月31日までに、経営力向上計画に記載された特定経営力向上設備等を取得し、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、即時償却または取得価額の7%（特定中小企業者等においては10%）の税額控除ができるというものです。

【適用期間：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと 等	
税制措置	即時償却 または 7%税額控除(資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等にかかる建物附属設備等は対象外。

(資料) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）」

(3) 【延長】 中小企業投資促進税制

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等が、一定の機械装置等の取得をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、30%特別償却または取得価額の7%の税額控除ができるというものです。中小企業投資促進税制の上乗せ措置を中小企業経営強化税制に改組するとともに、対象資産から器具備品を除外したうえ、その適用期限を平成31年3月31日まで延長します。

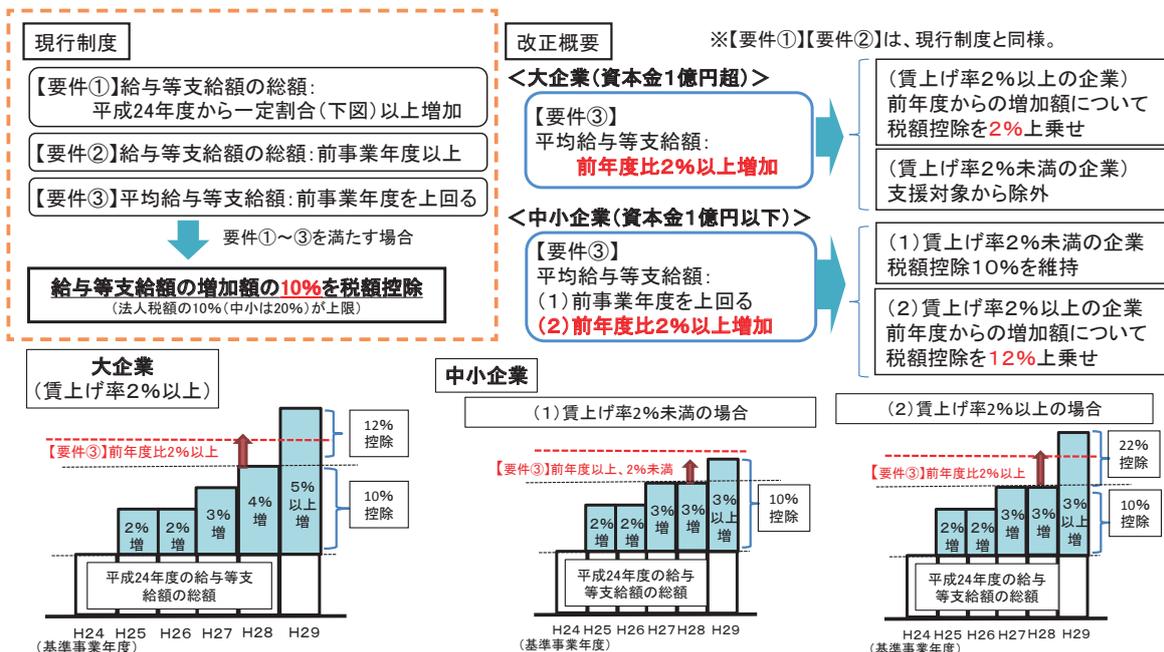
【適用期限：平成30年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主 	
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)	
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 または 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

(資料) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について (中小企業・小規模事業者関係)」

2. 【拡充】 所得拡大促進税制の見直し

この制度は、青色申告法人が平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、雇用者への給与等の支給額を一定割合以上増加させるなどの要件を満たす場合には、税額控除ができるというものです。中小企業者等については、現行の支援措置(平成24年度からの給与増加額の10%を税額控除)に加え、前年度比2%以上の賃上げをした企業については、前年度からの給与増加額の22%を税額控除できるようになります。

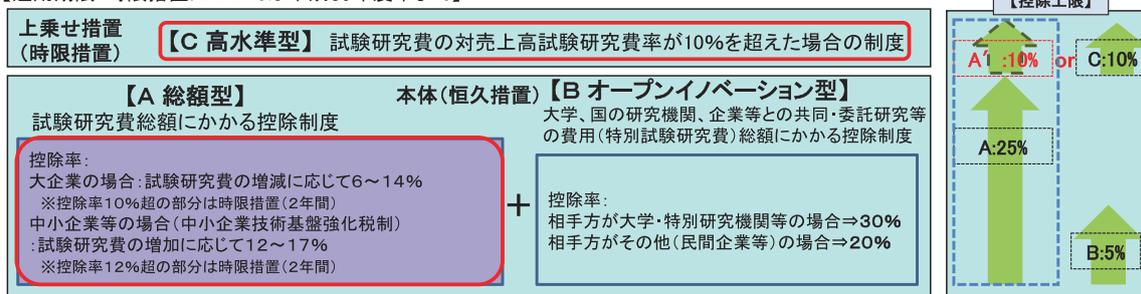


(資料) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について (中小企業・小規模事業者関係)」

3. [延長・拡充] 研究開発税制

高水準型を2年延長し、増加型を廃止します。その代わりに総額型に試験研究投資の増加インセンティブを組み込みます。中小企業者等の場合、控除率12%・控除上限25%を維持したうえで、試験研究費が5%超増加した場合に、控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乗せします。

【適用期限:時限措置については平成30年度末まで】



※総額型の控除上限(A')について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0~10%を上乗せ、②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型(上記C)と選択制。

(資料) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)」

4. [拡充] 事業承継税制の見直し

この制度は、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を、後継者が現経営者から相続または贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。本改正により相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予が取り消された場合に、相続税よりも高額な贈与税を納税しなければならないという問題が解消されます。

改正概要 ※平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産にかかる相続税または贈与税について適用。
 ※平成29年度より、認定事務を都道府県に移譲

● 人手不足の中での雇用要件の見直し ~ 人手不足への対応 ~

- 深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
- 従業者5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。(4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる)
- 災害や経営環境の激変(事故・災害、取引先の倒産等)時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。
- 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、**セーフティネット**(雇用要件の弾力化)を措置

● 早期かつ計画的な取組みの促進 ~ 生前贈与の促進 ~

- 贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
- 相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予 **取消時の納税額を、相続税と同額**とする。
- 事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。
- 成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止(中小企業要件・非上場要件)

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

(資料) 中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)」

5. [延長] 中小企業者等の法人税率の特例

法人税の軽減税率(所得金額800万円以下の中小企業者等について、大企業の23.4%を15%に軽減)を2年延長します。

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。
 発行: 日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>